平成２３年（フ）第８１４号
神奈川県平塚市広川660番地の５
債務者　奈須　崇志
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３７号
神奈川県小田原市中里３番地の２　フラット中里201
債務者　森田アヤ子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１号
神奈川県厚木市まつかげ台４番14号
債務者　工藤　有矢
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４号
神奈川県平塚市東中原２丁目３番１―308号　市営住宅
債務者　山上　義行
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６４５号
新潟市江南区砂岡２丁目５番21号　ファミール砂岡202号
債務者　清野麻衣子（旧姓蝶名林）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５４号
新潟市東区幸栄２丁目６番13号
債務者　阿部美都江
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０３号
新潟市北区川西２丁目８番12号　長谷川アパート
債務者　長谷川俊博
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０４号
新潟市北区川西２丁目８番12号　長谷川アパート
債務者　長谷川清子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
静岡県掛川市初馬2517番地の162
債務者　中鉢ダニエルこと　チュウバツ・ヒロシ・ダニエル
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
静岡県御前崎市御前崎4616番地の１
債務者　小野田延浜
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１号
静岡県掛川市宮脇879番地の32
債務者　山中　利之
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第５号
静岡県菊川市本所1996番地の１　スマイル102、住民票上の住所静岡県菊川市本所1996番地の１
債務者　岩井　廣子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第６号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原16番地
債務者　大野　里奈
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９５号
京都府京丹後市丹後町成願寺960番地
債務者　上羽　久子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３４号
香川県高松市屋島西町2105番地23　アルファパーク屋島弐番館307号室
債務者　高橋　眞一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５７号
香川県三豊市三野町下高瀬202番地
債務者　市村　賢三
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第６１６３号
大阪府東大阪市客坊町10番35号　広原ハイツ２―102号室
債務者　沼田　大吉
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部